

法人会とタッグを組もう

あ や め



野口正博・切り絵「佐原」

佐原法人会は創立70周年を迎えました!



公益社団法人 佐原法人会

第162号

お知らせ

「9月28日」が 佐原法人会創立記念日に制定されました。

令和2年8月28日（金）の第2回理事会において、総務委員会の提言により毎年9月28日を当会創立記念日とすることが決まりました。

この日は、昭和25年（1950年）の同日、当会の前身「香取法人会」の設立総会が開催され任意団体として発足したことに由来しています。

今後この記念日を会活動の活性化につなげていくことも確認されました。

また、本会はちょうど本年度で満70年を迎えたこととなります。

現在、実行委員会において、記念式典の開催や記念誌の発行などの企画が検討されています。

ご期待下さい。



も く じ

- お知らせ（創立記念日の制定）
- 佐原法人会 創立70周年にあたり（会長あいさつ）……（1）
- 令和3年度会員増強運動……（2）
- エコキャップ回収運動について……（3）
- 令和2年度税制改正に関する提言（要約）……（4）
- 佐原税務署からのお知らせ……（7）
- eLTAX（エルタックス）……（10）
- 住民税特別徴収のお知らせ……（11）
- 本会の活動……（10）
- 各委員会より行事のお知らせ……（13）
- AIG 損害保険会社広告……（14）

佐原法人会 創立 70 周年にあたり



会長 香取 信治

公益社団法人 佐原法人会は、税務ご当局はじめ多くの関係者各位並び会員皆様のご尽力により、本年 9 月 27 日に創立 70 周年を迎えることとなりました。

当会は前身である香取法人会が昭和 25 年に任意団体としてスタート、昭和 50 年 12 月 25 日社団法人として認可され、その名も新しく佐原法人会と改名されました。その後、平成 25 年 3 月 25 日に千葉県知事より公益社団法人として認定を受け現在にいたっております。これも税務ご当局はじめ関係各官庁及び友誼団体各位のご指導、ご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

また、8 月末現在で総会員数 1,000 社の組織となり、順調な活動を継続しておりますのも、会員のご理解とご協力、加えて歴代役職員皆様のご尽力によるものであり、深く感謝するところです。

2020 年という節目を迎える今年は、半世紀ぶりとなる東京オリンピック・パラリンピックが盛大に開催され華やかな 1 年となる予定でしたが、年初よりの世界各地に飛び火した新型コロナウイルス感染症の拡大により、残念ながら 1 年先に延期となりました。

同様に、私どもの地域でも生活、経済と大きな影響を被ることとなり、今後どこまで続くのか分かりませんが、先行きは不透明と言わざるを得ません。

また本年 9 月には、2012 年以來の長期政権、第 2 次安倍内閣・安倍総理の健康不良による突然の辞任により、陰で支えてきた菅前官房長官が第 99 代内閣総理大臣として、コロナの感染防止並び経済の立て直しなど課題山積のなか誕生し船出しました。

そのような中で、私どもといたしましては、税のオピニオンリーダーとしてだけでなく、会の基本理念である「よき経営者を目指すものの団体」として、地域密着で地元の健全な発展に貢献できるよう会活動を進めてまいりますので、今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。

今後の当会の発展と会員企業のご繁栄、皆々様のご健勝とご活躍を心から祈念申し上げ、創立 70 周年の挨拶といたします。

～ 大型自動二輪好評教習中！～

千葉県公安
委員会指定

(株) 佐原自動車教習所

[教習車種] 普通自動車・中型自動車・大型特殊・大型二輪・普通二輪
千葉県香取市佐原ホ 1159 TEL 0478-54-6677

(有) 小林自動車

「小林自動車 香取市」
ブログ有り ☎0478-52-3997

(一社) 日本福祉車輛協会

認定インストラクター在籍

国家一級自動車
整備士事業所

 **日本福祉車輛協会**
japan wheelchair accessible vehicle association

令和2年度会員増強運動

9月1日～12月末日まで



組織委員長(副会長)
白鳥 威夫

組織委員

久保木 清	本宮 丈男	高橋 勝則
浅野 恒	田村 和良	諏訪 正基
浅野 由加	萩原 吉春	矢部 元茂
杉山 恵司	永井みつ江	遠山 和廣

秋気澄む季節となりました。会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また平素より組織委員会へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現状、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、加入勧奨に困難が伴う状況が続いておりますが、会員増強は法人会存続に係る重要な取組みであることから、最低限の活動を継続してまいりたいと考えております。

下記に支部単位の会員数、加入率並びに会員増強目標、平成30年度、令和元年度の実績が掲載されています。会員の皆様の人脈を生かして、一人でも多く会員増強をお願い申し上げますと共に退会防止にもご配慮をお願い申し上げます。

結びに会員の皆様の益々のご繁栄を祈念申し上げます。

支部別目標数

支部	2年8月末 現在会員数	加入率 (%)	法人(含賛助) 目標数	賛助個人 目標数	30年度 獲得実績数		令和元年度 獲得実績数	
					法人 (含賛助)	賛助個人	法人 (含賛助)	賛助個人
佐原	405	49.8%	2	0	7		14	4
神崎	47	54.7%	1	0	4		2	
小見川	205	55.9%	2	0	7	5	5	5
山田	87	75.0%	1	0	2			
栗源	31	52.5%	1	0				1
多古	169	69.3%	1	0	2	1	3	1
東庄	78	44.8%	2	0	1			
計	1022	54.9%	10	0	23	6	24	11

野球・体育器具・総合スポーツ用品

スポーツショップ **ケーホー**

香取市佐原口2122 ☎0478(52)5126・(54)4370(市役所通り)
FAX 0478(52)5125



ENEOS 株式会社特約店

長島石油株式会社

本社 香取市佐原口2028-11
〒287-0001 TEL.0478-55-1234(代)

ペットボトル・キャップ回収運動

佐原法人会では平成23年7月より、香取郡市内10ヶ所にキャップ回収BOXを設置しております。ご提供いただいたエコキャップは再生プラスチック原料として換金し、医療支援や障がい者援、子どもたちへの環境教育等、様々な社会貢献活動にあてられています。

- 回収効果
- ・キャップ430個で3,150gのCo2削減
 - ・キャップ430個の再資源化で10円

元年度キャップ回収実績

(期間4月1日～9月末日まで)

支部等	回収回数	数量(約)	個数	CO ²
佐原	6回	117.5kg	50,482個	369.8kg
神崎	3回	59.1kg	25,413個	186.2kg
多古	2回	41.4kg	17,802個	130.4kg
累計	12回	232.0kg	99,717個	730.5kg

はじめませんか?太陽光発電と蓄電池のある暮らし
各種建築資材販売・生コンクリート製造販売

株式会社 安藤産業


千葉県香取郡多古町多古2914 TEL:0479-76-2454

墓地・総合石材工事

白鳥石材(株)

☎0120-52-4171

山之辺展示場 香取市山之辺1403
本社 香取市若松町イ1722
TEL.0478-52-4171(代)

ホームページ [白鳥石材](#) 

環境の保全と暮らしに貢献する企業

太成興業株式会社

〒287 0801 千葉県香取市扇島2186 Tel 0478 56 1116 Fax 0478 56 1119



折り込みチラシのお申し付け、ご購入のお申し込み、他お問い合わせは下記までお気軽にお電話下さい。

販売区域 神崎町、稲敷市旧東村、香取市みずほ地区、旧下総町名木、旧大栄町、久住東部

取組部数 3,500部
読売新聞 読売センター神崎
(有)久松新聞店
知・千葉日報・産経・日経
日・毎日・東京・茨城 ←地域限定 (TEL)0478-72-2051

フィンランド式サウナ
露天風呂
地鶏料理

THE FARM
天然温泉 奥佐原の秘湯

平成29年春
リニューアルオープン

かりんの湯



四名様より香取市内無料送迎します 香取市西田部1309-34
自治会や団体での宴会利用も承ります ☎0478-75-1726

運営:株式会社ザファーム

生そば・とんかつ
御宴会承ります。



そば処 つる吉

TEL.0478-54-5088

令和3年度税制改正に関する提言（概要）

本年は岩手県で予定された全法連全国大会が来年に延期となったため、税制改正提言は新聞紙上に掲載されました。（10月5日、日本経済新聞朝刊の意見広告）以下はその要約です。

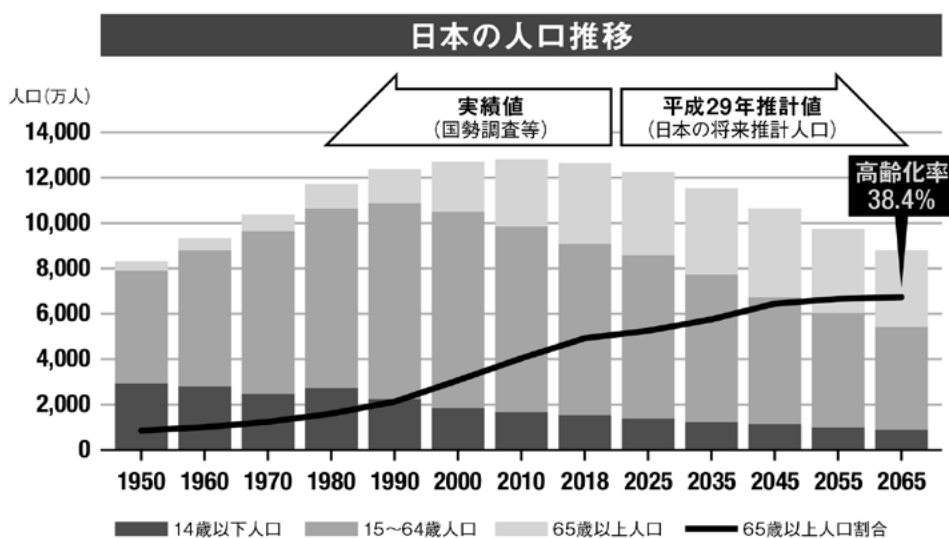


コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と 未来のための「財政健全化」を求めます！

中小企業を中心として全国約80万社の会員企業で構成される“経営者の団体「公益財団法人全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月24日開催の理事会において「令和3年度税制改正提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルスの影響により、厳しい局面に立たされています。まずは、経営実態等を見極めながら、中小企業が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。また、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超し国内総生産（GDP）の2倍と、先進国の中で突出して悪化していますが、そこに今回の新型コロナ対策による多額の債務が上乗せされました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化にも配慮することとし、社会保障制度の基本的考え方や、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進などについても提言しています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体などに対して提言活動を行ってまいります。



公益財団法人全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事（株）名誉理事



（出所）2018年までの人口は総務省「人口推計」（各年10月1日現在）、高齢化率および生産年齢人口割合は、2018年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」2018年までの会計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2019年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）：出生中位・死亡中位推計」

令和3年度税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を!
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を!

I 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。また、新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。また、社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。そうした中で、中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例 15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」の延長、拡充。等

2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、中小企業が適正に価格転嫁できる

年中無休 24時間365日 **セレモニーさうち**
お葬式のご相談・ご依頼は、今すぐ下記へお電話ください。
0120-52-4441



ウシオ
株式会社 潮工業
プラスチックカラーマスターバッチ製造

■ 本 社 千葉県香取郡多古町牛尾 762-1 TEL 0479-76-2188	■ 第二工場 千葉県山武郡横芝光町新井 458 TEL 0479-85-2470 E-mail toy_yoshiya@blue.ocn.ne.jp
■ 工 場 千葉県香取郡多古町牛尾 1975 TEL 0479-76-7105 FAX 0479-76-7079	

石 一 筋
(有)高橋石材店
工 場 0478 (83) 1647
本 社 0478 (82) 2914

倉庫・工場建築なら
YES 建築
YOKOGAWA ENGINEERED STRUCTURE SYSTEM
石井工業 監

株式会社
まるしち
千葉県香取郡神崎町神崎本宿2088

よう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
 (2) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。等

3. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止等

III 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

※提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。



1825年創業(195年)小江戸佐原で酒質にこだわり伝統を守りながら県内現存唯一の酒米「総の舞」(ふさのまい)を全量使用した純米吟醸・純米大吟醸「卯兵衛」(うへい)は県内の生産者が丹精込めて作ったお米と南部杜氏協会元会長及川恒男氏のもと新杜氏に就任した熊谷茂夫が醸した、まさに県を代表する地酒です。是非ご賞味ください。



東薫酒造株式会社 香取市佐原イ627 TEL: 0478-55-1122 FAX: 0478-55-1294

総合建設業



千葉県香取郡多古町多古3545-4
 TEL 0479-76-5311(代)

夢を創造する一トラック用品のパイオニア



千葉県香取市上小堀1578-45
 TEL 0478(82)5114(代)

住まいの夢を確かなかたちに



〒287-0107 千葉県香取市助沢619
 TEL.0478-75-2744 FAX.0478-75-3653

肥料・農薬・米穀・緑化・資材



本社・営業所 香取市佐原イ4149 TEL 54-1011(代表) FAX 54-0012
 配送センター 香取市佐原ロ2097 TEL 52-3758



若者応援宣言企業

<http://daiden-tec.co.jp/>

「ちば働き方改革共同宣言」の趣旨に賛同し
 我が社の魅力ある職場づくりのために、
 働き方改革に取り組みます!!



ちば醤油株式会社

〒289-0337 香取市内1208 TEL 0478-80-7177 FAX 0478-80-7400

本宮税理士事務所
 オフィス本宮株式会社

香取市佐原イ1722
 TEL.0478-52-4750

業務内容
 情報通信設備工事
 一般電気工事
 設計・施工・販売・保守

広がる世界をもっと身近に ICTソリューションパートナー



国税の納付は、**簡単・便利な** 国税庁



ダイレクト納付 をご利用ください

ダイレクト納付とは

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます！
⇒ 電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
⇒ 源泉所得税を毎月納付している方に便利です
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます！
(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

地方税より
新たな納付
方法のご案内

- 2019年10月から『地方税共通納税システム』が開始します。**NEW**
個人住民税(特別徴収分)も電子納付をすることができます。
詳しくはeLTAXホームページ(www.eltax.jp)をご覧ください。
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ別々に必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには

- ✓ **ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**
利用可能金融機関は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。
- ✓ **e-Taxの利用開始手続きをする**
e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。
- ✓ **ダイレクト納付利用届出書を提出する**
「ダイレクト納付利用届出書」(P3)にご利用になれる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。
なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になれるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。
※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

ダイレクト納付の利用方法

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する
事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。*
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐ」に納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する
ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

「今すぐ」に納付される方」を選択
届出をした預貯金口座から即時に振替が行われ、納付が完了します。

「納付日を指定される方」を選択
届出をした預貯金口座から指定した日の朝に振替が行われ、納付が完了します。
(注) 指定した日の朝、他の公共料金等の引落とし等がある場合、残高不足になることがありますので、メッセージボックスの「ダイレクト納付完了通知」は必ずご確認ください。

- 4 **納付状況を確認する**
「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。
(注) 残高不足で納付が完了しなかった場合、必要な納税資金を入金していただいた上で、2の通知から再度ダイレクト納付を行うことが可能です。

おすすめ
※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書」 記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

※記載要領は、法人を例に示しています。

① 提出年月日を記載します。

② 提出先の税務署名を記載します。

⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。

⑥ 上記⑤の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。

⑦ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。
【注】1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限ります。
2 口座名義に代表者氏名等(番号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(番号等)も記載してください。

⑧ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。
【注】お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手数ですが頭部を○で埋めてください。
【例】0001234

⑨ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。
【注】前半の記号は必ず5桁となります。また、後半の番号は左詰で記載してください。
【記載例】
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合
2 振替口座の場合

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
個人の方は個人番号の記載は不要です。

**国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書**

氏名(個人及び代表者氏名) **株式会社 国税商事
代表取締役 国税 太郎** 印

住所(所在地) **東京都千代田区大手町1-X-X**

氏名(法人及び代表者氏名) **株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎**

指定金融機関 **財務 東京**

預金種別 **普通** 口座番号 **1234567**

ゆうちょ銀行 記号番号 **0001234**

2 振替日時 納付情報送付日時
3 利用開始日 ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

③ 法人番号を記載します。
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

④ 法人名及び代表者氏名を記載し押印します。

⑩ ①から⑨までを記載後、**預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)**します。
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。

⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

③ 法人番号を記載します。
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

④ 法人名及び代表者氏名を記載し押印します。

⑩ ①から⑨までを記載後、**預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)**します。
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。

⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

(8)

ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

例 定期的に均等額を納付する場合



その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）
 (注) 電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。



インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。



モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。



ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー (www.pay-easy.jp)」でご確認ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。詳しくは e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の登録日は8時30分から利用開始となります。
 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索



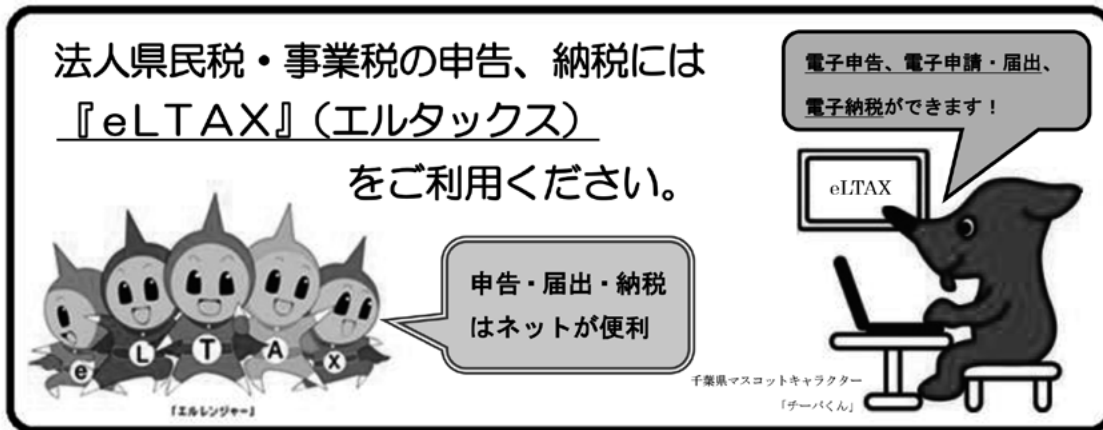
利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性 (A)
 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和元年9月



日ごろから、県税へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

法人県民税・事業税の地方税も、地方税ポータルシステム『eLTAX』を利用すれば、インターネット経由で電子申告、電子申請・届出及び電子納税を行うことができます。

eLTAXで行える手続きについて

○自宅やオフィスなどから全国の地方公共団体へ一括で申告及び申請・届出ができます。

eLTAXでは、インターネット接続環境のあるパソコンを使い、自宅やオフィスなどから全国の地方公共団体へ電子申告及び電子申請・届出を行うことができます。

・届出には添付書類が必要です。

新規設立：定款・登記事項証明書

変更届出：登記事項証明書又は議事録の写し等

延長届出申請：法人税における期限延長の承認の通知書の写し・定款等

※添付書類については、電子ファイルを添付するか、別途、郵送等による送付が必要となります。

詳しくは、千葉県税務課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/tetsuzuki/houjin.html>

○地方税共通納税システムを利用できます。

地方税共通納税システムとは、eLTAXを利用して、全国の地方公共団体へ自宅やオフィスのパソコンから電子納付を行うことができる仕組みです。インターネットバンキングまたはダイレクト納付(※)を利用して、金融機関等の窓口に向くことなく、税金を納付いただくことができます。

※ダイレクト納付とは、事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方法です。

電子申告の新たな動きについて

○大法人のeLTAX使用が義務化されました。

令和2年4月1日以降に開始する事業年度から、大法人(資本金が1億円超の法人等)が行う、法人県民税・事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されました。

電子申告、電子申請・届出及び電子納税についての手続きや、都道府県・市町村のサービス状況などの詳細は、「地方税共同機構」が運営する「eLTAXホームページ」をご確認ください。

詳しい情報は、eLTAXホームページへ <https://www.eltax.lta.go.jp>
 電話(ヘルプデスク)によるお問い合わせは、0570-08-1459
 【IP電話・PHS用】03-5521-0019
 受付時間 月～金(土日祝、年末年始を除く) 9:00～17:00

皆様のご理解とご協力をお願いします。

【お問合せ先】千葉県香取県税事務所 課税課 ☎0478-54-1314



チーバクくん

千葉県と県内全市町村では、 個人住民税の特別徴収を 徹底しています。

特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

特別徴収義務者に指定する対象者

所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）が対象です。個人住民税の特別徴収は、法律により義務付けられています。

例外として普通徴収（従業員等が納付書で納める方法）が認められる場合

※該当する場合であっても、特別徴収を実施している市町村もあります。

- A 総従業員数2人以下の事業所
（下記B～Fに該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）
- B 他の事業所で特別徴収されている者
- C 給与が少なく税額が引けない者（住民税非課税の場合など）
- D 給与が毎月支払われていない者
- E 事業専従者（個人事業主のみ対象）
- F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び休職者

A～Fに該当する場合、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書」を提出してください。また、「個人別明細書の摘要欄」に普通徴収切替理由書の該当する符号（普A～普F）を記載してください。

詳しくは千葉県ホームページをご覧ください。

千葉県 特別徴収

検索

個人住民税は、
給与からの天引きがルールです。

千葉県・県内全市町村

本会の活動

支部長・組織委員会・厚生委員会合同会議



令和2年8月11日 開催

於：「つる吉」さん

例年、会員増強のあり方について、理事会に上程するための協議を行っています。

本年度についても、コロナ禍の中にあっても会員増強は法人会存続に係る重要な取組みであることから、最低限の活動を継続していきたい旨の方針を確認しました。

またこのあと今年度福利厚生制度の推進について、各保険会社からの説明を受けました。

厚生委員会（生活習慣病健診）



令和2年8月6日・7日 開催

於：香取市佐原文化会館

会員の経営者・従業員の健康管理充実のため、（一財）全日本労働福祉協会により検診車等を派遣し、佐原文化会館及び佐原中央公民館にて実施。

2日間で38社の会員事業者、143名の方が検診に参加しました。

<簿記講習会> 佐原商工会議所と共催



令和2年9月11日～11月13日 開催

於：佐原商工会議所

日商簿記検定商業簿記3級程度の簿記講座を16日間（32時間）の日程で開催。

講師は、高比良峯生税理士事務所 主査 小林明美氏。佐原商工会議所と共催で、10年連続の開催。

11月15日（日）には日商簿記検定試験がありますので、受講生の皆さんがんばってください。

商売繁昌 交通安全

香取神宮

TEL 0478-57-3211

部会活動で

互いの交流を深めよう!!

《青年・女性・源泉》

佐原法人会 部会紹介

～地域と共に100年～

佐原印刷株式会社

香取市観音 93-2 TEL.0478-58-1531 FAX.0478-52-2573

「生きる」を創る。

Aflac

■取扱保険会社■

アフラック・オリックス生命
ソニー生命

(株)京葉プランニング
(since 1981)

玉造118-11 ☎ 0120-54-6638

【各委員会から行事のお知らせ】

〈ゴルフ実行委員会〉



「創立70周年」第32回チャリティーゴルフ大会

日時 令和2年11月19日(木)

場所 成田東カントリークラブ

参加費 3,000円 (チャリティー代含む・プレー代等別途)

※プレー代・グリーンフィー昼食代等含めキャディーなし7,500円程度

〈税制委員会〉

税務研修会の開催

日時：令和2年11月24日(火)

午後1時より用紙配布 ◎午後1時30分より研修会

会場：香取市佐原文化会館

テーマ：『年末調整のしかた』

講師：佐原税務署法人課税担当官



〈研修委員会〉

令和3年度 新春講演会

◆講師：吉原 朝馬 氏 (よしわら ちょうば)

◆日時：令和3年1月30日(土)午後2時

◆会場：香取市佐原文化会館

入場無料

朝吉
馬原



笑う人 この世の中を 長く生き

※お申込みは、佐原法人会事務局または各商工会までお願いします。



AIG 損保

法人会のビジネスガード *Series* Business Guard

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会のハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

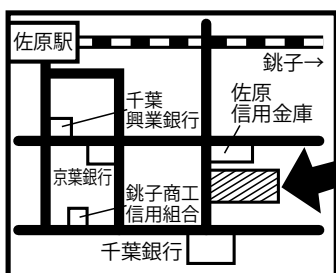
〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

千葉支店

〒261-7120
千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
WBGマリブイースト20F
TEL.043-350-3170 FAX.043-297-6418
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



法人会事務所

佐原商工会議所会館
別館2F
TEL 0478(54)3387
FAX 0478(52)5657

> 第162号 <

令和2年10月31日発行
香取市佐原イ525番地
佐原商工会議所会館内

公益社団法人 佐原法人会

発行人

会長 香取 信治

編集

広報委員会

委員長 宮本 毅 俊